

横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部改正について（改正案概要）

1 改正の趣旨

令和4年1月1日に国民年金法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第303号)が施行され、国民年金法等に規定する障害等級の基準を定める規定が改正されたことを受け、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)等についても、児童扶養手当の支給対象者の要件として当該基準と同内容の基準を定めている規定等が改正され、令和4年4月1日から施行されます。

このたび、当該要件と同内容の要件を満たした者に助成を行うとしている神奈川県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱(以下「要綱」という。)が同様に改正されたことを受け、横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則(平成4年3月横浜市規則第13号。以下「規則」という。)の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 別表第1及び別表第2について

本市のひとり親家庭等医療費助成事業の実施に当たっては、県のひとり親家庭等医療費助成事業から補助金の交付を受けており、同事業は要綱に定める要件(要綱別表第1及び第2)を満たした者に対して助成を行うこととしていることから、要綱に定める要件と同様の要件となるよう、改正します。

(2) その他

所要の規定の整備をします。

3 御不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市健康福祉局医療援助課 ひとり親家庭等医療費助成担当 あて
電話番号：045-671-4115

4 注意事項

- (1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例にしたがって適切に取り扱います。